

りそなJリート・ アクティブ・オープン 愛称：日本のツボ

追加型投信／国内／不動産投信

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	不動産投信	その他資産 (投資信託証券*)	年12回 (毎月)	日本	ファミリー ファンド

※ 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「不動産投信」です。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

この目論見書により行う「りそなJリート・アクティブ・オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2017年9月22日に関東財務局長に提出しており、2017年9月23日にその効力が生じております。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第324号

設立年月日：1985年7月1日 資本金：20億円(2017年6月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：14兆676億円(2017年6月末現在)

委託会社への
照会先

【コールセンター】0120-104-694 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】<http://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<ファンドの目的>

■主としてわが国の取引所上場※1の不動産投資信託証券※2に実質的に投資し、配当等収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

※1 上場予定を含む

※2 不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券

<ファンドの特色>

1. 主として新光J-REITアクティブ・マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）を通じて、わが国の取引所に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託証券（以下「J-REIT」といいます。）に投資します。

◆当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

※詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご覧ください。

◆J-REITの実質組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

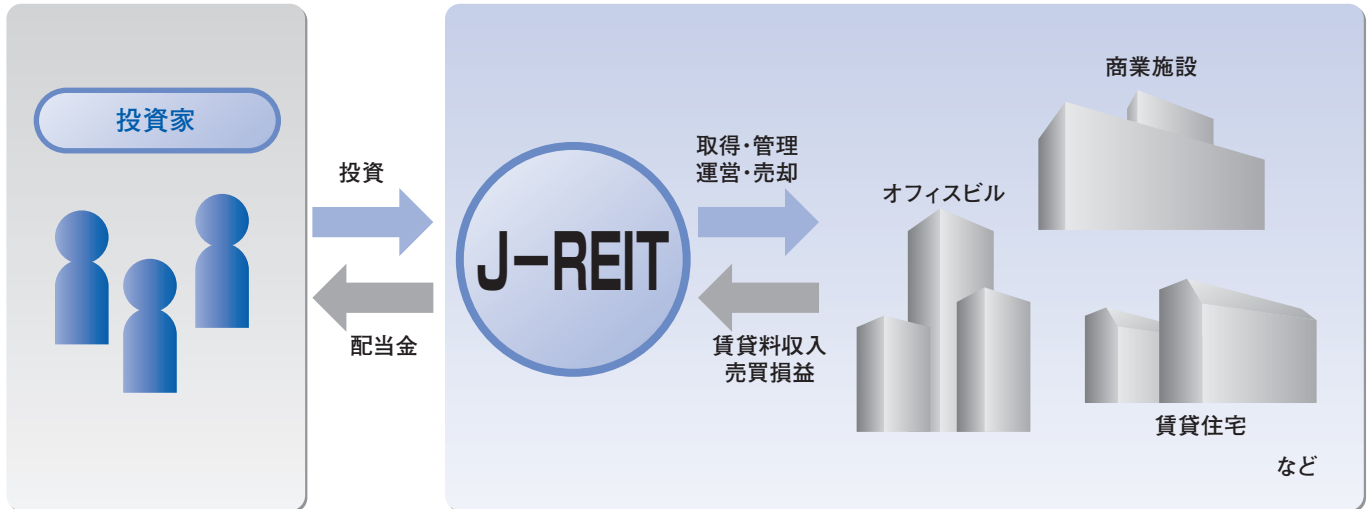
2. マザーファンドにおいては、個別銘柄の調査・分析に基づいて、相対的に高水準の配当金の確保を図りつつ、投資信託財産の長期的な値上がり益の獲得を目指しアクティブに運用を行います。

◆マザーファンドの運用にあたっては、株式会社りそな銀行より投資助言および情報提供を受けます。

投資信託財産が小規模である場合、市況の急激な変化が予想される場合、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用を行わない場合があります。

マザーファンドが主要投資対象とするJ-REIT(Japanese Real Estate Investment Trust)とは？

- J-REITとは、日本の不動産投資信託証券のことです。投資家から資金を集めて様々な不動産を所有・管理・運営する不動産投資信託ならびに不動産投資法人（以下「不動産投資信託」といいます。）が発行する証券の一般総称です。
- 不動産投資信託は、オフィスビル、商業施設などの不動産を保有・売買することで得られる賃貸料収入や売買益などを収益とし、不動産の運営に必要な経費などを差し引いて残った利益のほとんどを配当金として投資家に支払います。



J-REIT投資の主な魅力とリスク

魅力

- 小口の資金で、不動産投資と同様の経済効果が得られます。

マンションなどの不動産物件へ投資するには多額の資金が必要ですが、J-REITを利用すれば、少額の資金で、タイプの異なる複数の不動産に分散投資するのと同じような効果が得られます。

- 不動産への直接投資に比べて高い流動性と換金性があります。

J-REITは取引所に上場され株式と同じように売買できますので、一般に不動産への直接投資に比べると、流動性と換金性が高いとされています。

リスク

- 配当金の変動

J-REITの配当金は、配当原資の大部分を不動産からの賃貸料収入に依存しています。このため、景気動向や不動産市況の変動により、賃貸料や稼働率の低下あるいはテナントの債務不履行、倒産などによって賃貸料収入が減少して、配当金が減少することがあります。また不動産に関わる費用の増大によって配当金が減少することがあります。

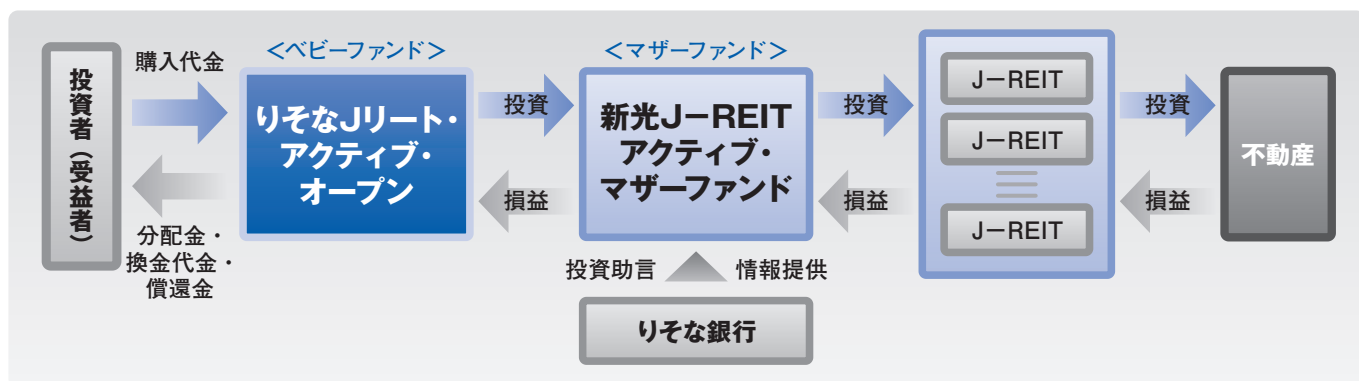
- J-REIT価格の変動

J-REITの市場価格は、景気動向や不動産市況、金利情勢、投資不動産の価値、賃貸料収入額、J-REIT市場の需給など、様々な要因によって変動します。

ファンドの仕組み

■当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※ベビーファンド（当ファンド）でJ-REITを直接組み入れる場合があります。

主な投資制限

ファンドの投資制限	不動産投資信託証券、新投資口予約権証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には実質的に投資を行いません。
不動産投資信託証券への投資割合	不動産投資信託証券への実質的な投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合	同一銘柄の不動産投資信託証券への実質的な投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

■原則として、毎月22日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- ◆分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆上記にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

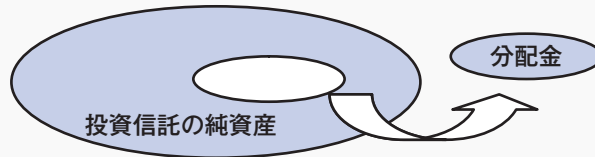
※運用状況により分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

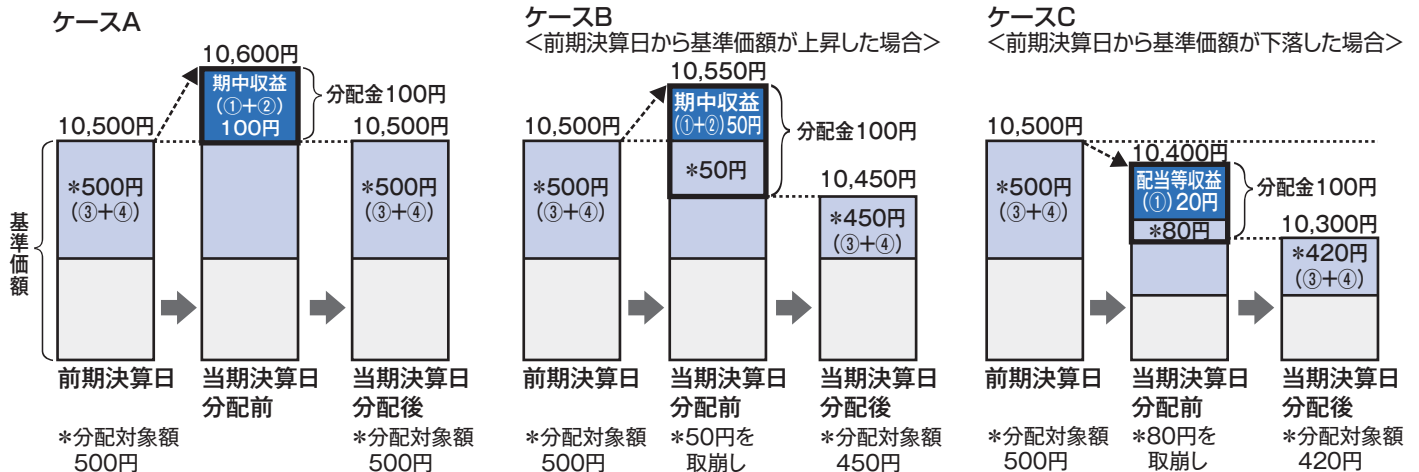
分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

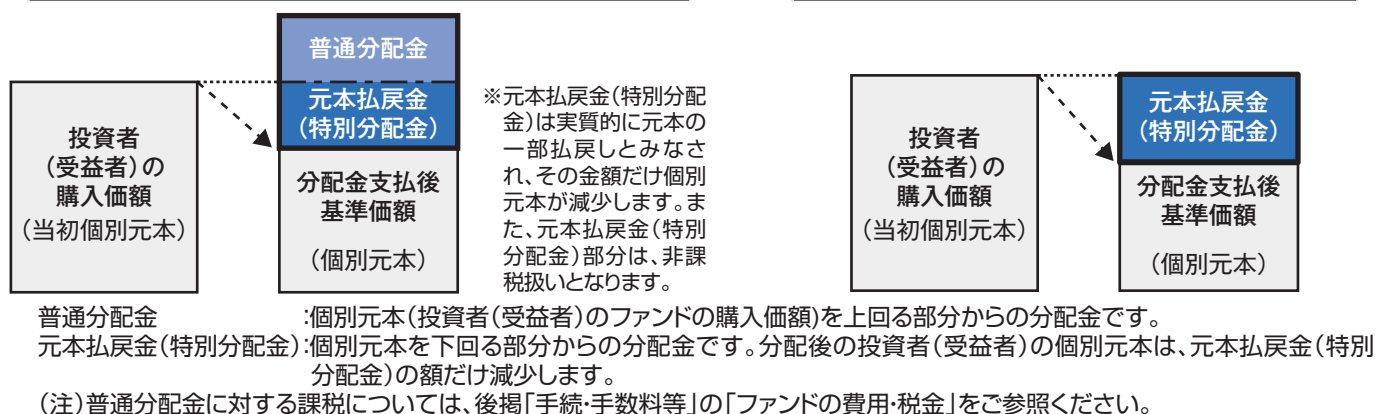
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



＜基準価額の変動要因＞

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

◆当ファンドが実質的に投資するJ-REITは不動産投資信託が発行する証券であることから、不動産投資信託に対する様々な角度からの市場の評価により価格が変動し、当ファンドの基準価額と収益分配金に影響を及ぼします。

保有不動産への評価	不動産の賃貸市場や売買市場、金利環境、経済情勢などの影響を受けて、不動産投資信託が保有する物件の賃貸料収入が減ったり、保有物件そのものの価格が下落したりすることで、J-REITの価格の下落や配当金の減少の可能性があります。 また、不動産に対する課税や規制が強化された場合には、不動産価格全般が下落することでJ-REITの価格も下落することがあります。さらには保有不動産が地震や火災の被害を受けた場合など、予想不可能な事態によってJ-REITの価格の下落や配当金の減少の可能性があります。
配当利回り水準に対する評価	不動産投資信託の利益の減少はJ-REITの配当金の減少をもたらす、当ファンドの収益分配金に影響を与える可能性があります。また、J-REITの配当金の減少はJ-REITの価格を下落させる要因にもなります。 J-REITの配当利回りの水準が公社債や預貯金などの金利水準と比較されることで、J-REITの相対的な魅力度が変化します。金利が上昇する局面において、J-REITの配当利回りの水準に変化がない場合はJ-REITの価格が下落する要因になります。景気拡大や物価上昇により、賃貸料または不動産価格の上昇が見込めるような状況下での金利上昇局面では、必ずしもJ-REITの価格が下落するとは限りません。
企業体としての評価	不動産投資信託は、運用会社をはじめとする関係者により運営される企業体と見ることができます。この不動産投資信託の投資・運営の巧拙、財務内容により、J-REITの価格も変動することが考えられます。不動産投資信託では、資金の借入れや債券の発行により不動産に投資することがあります。この場合、金利が上昇したときには一般に支払金利が増加することから利益の減少要因となり、J-REITの価格が下落する要因になります。また、財務内容の悪化などにより不動産投資信託も倒産、上場廃止となる場合があります。

◆また、当ファンドが実質的に投資するJ-REITには、次のような有価証券としてのリスクがあり、当ファンドの基準価額と収益分配金に影響を及ぼします。

取引所における取引の需給関係による価格変動リスク	一般に有価証券は、新規発行などにより大幅に供給が増加すると取引価格が下落する傾向が見られます。特定の不動産投資信託または複数の不動産投資信託の増資や新規上場などにより、取引所における証券の供給が増加したときは、当該不動産投資信託の個別の証券だけでなく全体的にJ-REITの価格が下落することがあります。
取引所における取引量が減少または無くなることによる流動性リスク	取引所での売買高が少ない場合や、上場廃止などにより取引所で取引ができなくなった場合は、証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できないことがあります。特に流動性が低下したJ-REITを売却する場合には、当ファンドの基準価額を下落させる要因になることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ◆投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合があります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。
- ◆当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）において、設定・換金や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

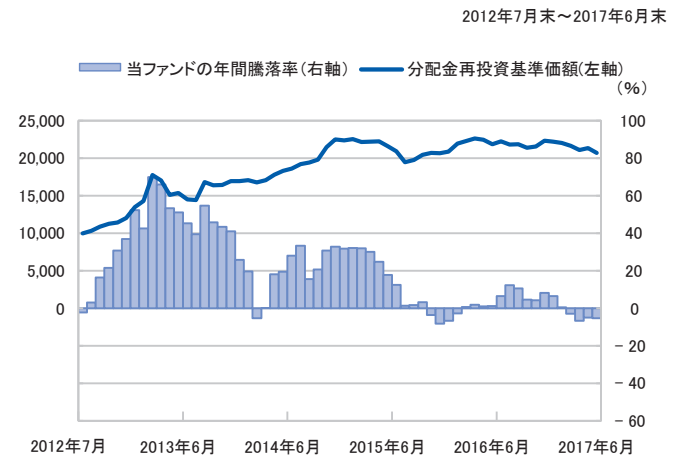
＜リスクの管理体制＞

- ◆委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



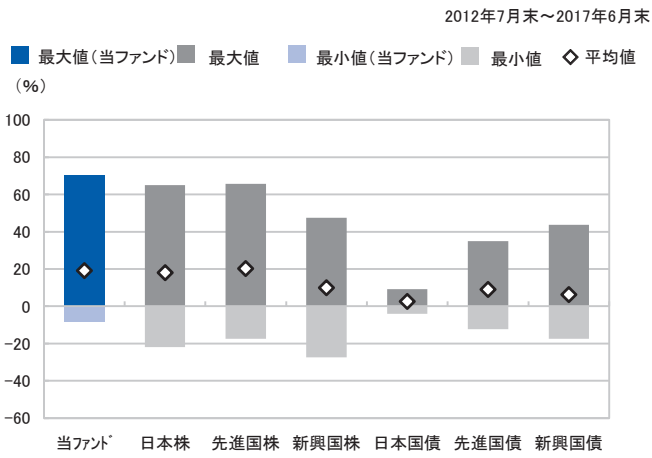
* 分配金再投資基準価額は、2012年7月末の基準価額を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2012年7月から2017年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

* 各資産クラスの指数							
日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)							
先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)							
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)							
日本国債・・・NOMURA-BPI国債							
先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)							
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)							
(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。							
●「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。							
●「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。							
●「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。							
●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。							
●「シティ世界国債インデックス(除く日本)」は、シティグループ・インデックスLLCが開発した債券指数で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。							
●「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。							

「各資産クラスの騰落率」は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任にも負いません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(当ファンド)	70.0	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値(当ファンド)	△8.2	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値(当ファンド)	19.2	18.0	20.3	10.0	2.7	9.0	6.2

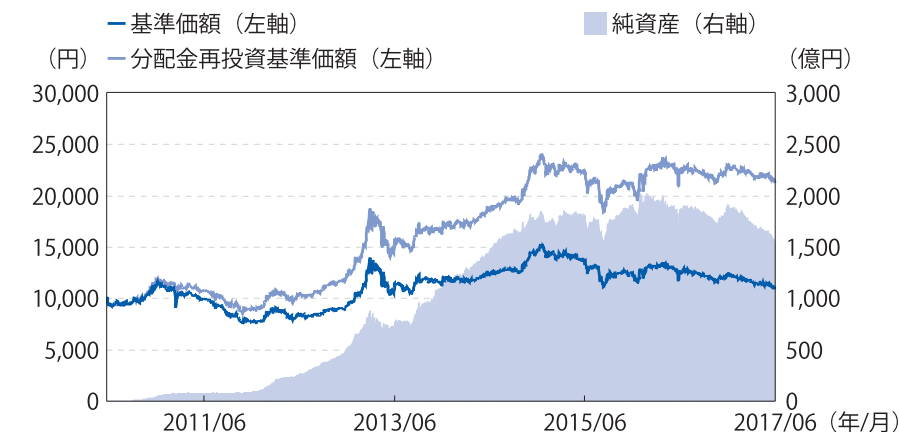
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2012年7月から2017年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

データの基準日：2017年6月30日

<基準価額・純資産の推移>

(2010年6月24日～2017年6月30日)

<分配の推移(税引前)>



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日：2010年6月24日)

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

2017年6月	90円
2017年5月	90円
2017年4月	90円
2017年3月	90円
2017年2月	90円
直近1年累計	1,080円
設定来累計	7,320円

※分配金は1万口当たりです。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
投資証券	97.05%
その他資産	2.95%
合計	100.00%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

組入状況 (りそなJリート・アクティブ・オープン)

ファンド・銘柄名	純資産比率
新光J-REITアクティブ・マザーファンド	99.20%
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-

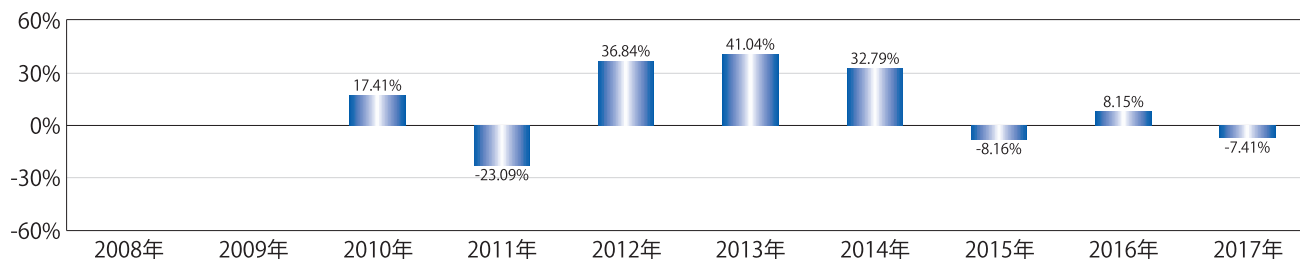
※組入銘柄(マザーファンドを含む)が11以上の場合は、上位10銘柄を記載しています。

組入上位10銘柄 (新光J-REITアクティブ・マザーファンド)

銘柄名	純資産比率
野村不動産マスターファンド投資法人	5.48%
大和ハウスリート投資法人	5.47%
日本ビルファンド投資法人	5.39%
日本リテールファンド投資法人	5.08%
GLP投資法人	4.66%
オリックス不動産投資法人	4.66%
ジャパン・ホテル・リート投資法人	3.86%
アドバンス・レジデンス投資法人	3.85%
日本プライムリアルティ投資法人	3.53%
日本アコモデーションファンド投資法人	3.49%

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

<年間収益率の推移(暦年ベース)>



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2010年は設定日から年末までの収益率、および2017年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

- ・掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
- ・委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

<お申込みメモ>

購 入 単 位	販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購 入 の 申 込 期 間	2017年9月23日から2018年3月22日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。
信 託 期 間	2020年6月22日まで（2010年6月24日設定）
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）することがあります。 ・受益権の総口数が10億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎月22日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	3,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（ http://www.am-one.co.jp/ ）に掲載します。
運 用 報 告 書	6月、12月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

<ファンドの費用・税金>

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入価額に、 <u>2.16% (税抜2.0%)</u> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。			
信託財産留保額	ありません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <u>年率1.08% (税抜1.0%)</u> 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※運用管理費用(信託報酬)の配分は、各販売会社の取扱純資産額に応じて、以下の通りとします。			
	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)			
	各販売会社の 取扱純資産額	委託会社	販売会社	受託会社
	100億円未満の部分	年率0.55%	年率0.40%	年率0.05%
	100億円以上 300億円未満の部分	年率0.50%	年率0.45%	
	300億円以上 500億円未満の部分	年率0.45%	年率0.50%	
	500億円以上の部分	年率0.40%	年率0.55%	
主な役務	信託財産の運用、目 論見書等各種書類 の作成、基準価額の 算出等の対価	購入後の情報提供、 交付運用報告書等 各種書類の送付、口 座内でのファンドの 管理等の対価	運用財産の保管・管 理、委託会社からの 運用指図の実行等 の対価	
※委託会社の信託報酬には、新光J-REITアクティブ・マザーファンドの投資顧問会社(株式会社りそな銀行)に対する投資顧問報酬(年率0.15%(税抜))が含まれます。 ※ファンドが投資対象とする上場不動産投資信託証券(J-REIT)については、市場の需給により価格が形成されるため、その費用を表示することができません。				
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。			

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※上記は2017年6月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。